

#### 四、著作権料及びフリーCD作製について

##### 1. 認定教室へのアンケート調査（平成15年12月実施）

著作権フリーCDの第1集を作製しながら、連盟に所属する認定教室に対し、その考え方と著作権に対する意識改革の一環として、著作権フリーCDの製作及び著作権協会との交渉などについて意見を聞いてみることにした。

送付数 1,394 通、回答 620 通、で回答率は 44.45%とやや少なめであったが、我々にとっては有用であった。

##### 質問 1. 連盟が著作権フリーCDを製作することについて

- ア、賛成する（507件） 81.8%
- イ、反対である（5件） 0.81%
- ウ、どちらとも言えない（101件） 16.3%（・理由）
  - ・CD1枚あたりの金額が不明である。
  - ・月の製作枚数が不明である
- エ、未記入（7件）

##### 質問 2. 連盟がCDを製作したならば販売に協力して戴けますか

- ア、協力する（502件） 80.97%
- イ、協力しない（14件） 2.26%
- ウ、分らない（94件） 15.16%
- エ、未記入（10件）

##### 質問 3. JASRACとの交渉を連盟がすることについて

- ア、賛成する（528件） 85.16%
- イ、反対する（5件） 0.81%
- ウ、どちらとも言えない（65件） 10.48%
  - ・アマ検がすると聞いていたが…
- エ、未記入（27件…裁判中のため回答出来ない・と愛知県で多数有）

##### 質問 4. 次の条件で交渉に当たるとしたならば、どれを選びますか

（複数回答も可とします）

- ア、1カ月、3,000円未満で妥協するなら現在通り（562件）90.65%
- イ、年間、40,000円以上なら著作権フリーで行う（140件）22.58%
- ウ、年間、何円迄なら、支払ってもよいですか（回答者155件）
  - 10,000円（31件）、30,000円（28件）、20,000円（25件）、36,000円（17件）、12,000円、（16件）、24,000円（8件）以下、省略。
- エ、今の条件でも、著作権フリーの音源で営業したい（76件）
- オ、著作権協会が請求する金額を支払うべきだと思う（7件）

**質問 5. あなたのスクールは現在、著作権料を支払っていますか**

- ア、支払っている (339 件)
- イ、支払っていない (267 件)
  - 適切な金額ならば支払う積りはある (175 件)
  - 今後とも支払う積りは無い (24 件)
- ウ、過去の精算額が妥当なら支払う積りはある (13 件)
- エ、未記入 (55 件)

**質問 6. 支払っている教室の料金**

- ア、20,000 円以下 (3 教室)
- イ、30,000 円台 (38)
- ウ、32,000 円から 34,000 円以下 (21)
- エ、34,000 円以上 35,000 円以下 (160)
- オ、36,000 円台 (53)
- カ、37,000 円台 (13)
- キ、38,000 円 (3)
- ク、39,780 円 (1)
- ケ、50,000 円 (1)
- コ、51,000 円以上 60,000 円未満 (7)
- サ、70,000 円以上 100,000 円以下 (8)
- シ、最高額、141,750 円 (1 教室)

**質問 7. 今後の交渉で、幾らくらい迄ならば契約致しますか**

- ア、月額、3,000 円位までなら (562 件) 92.7%
- イ、年額 40,000 円以上なら著作権フリー曲で (140 件)
- ウ、その他の意見 (155 件)
- エ、今後は著作権フリー曲で営業したい (69 件)

**質問 8. 現在、支払っていないとお答えの方にお聞きいたします。**

JASRAC は、過去 10 年間に遡り、損害金を支払うことを要求していますが、どの位までなら支払って契約をいたしますか？

- ア、連盟が提示している 108,000 円ならば支払う用意がある (199 件)
- イ、著作権協会が提示した金額でも支払う用意がある (4 件)
- ウ、一切支払う積りは無い。自分で交渉又は裁判でも可 (35 件)
- エ、未記入 (55 件) 以上

以上の通り、連盟の著作権フリーCDの製作は多くの人々が期待し、先行きも明るいと言えよう。無論誰でも著作権料が安いに越したことはないであろうが、ある一定の「交渉に於ける連盟会員の意見」が集約できたことは評価される。

## 2. 両者の言い分

### JASRAC 側

1. JASRAC の管理曲を使用して営業するなら、当然、著作権料を支払うべきである。
2. 現在の、連盟管轄下の認定教室 1,382 教室の内、47%程度の約 650 教室が著作権料を支払わないで営業している。(全体では 940~50 教室程度)
3. 現在支払って営業している教室も算定基準が4通りもあり、不条理である。同じ条件にすべきである。現在の「使用料規定」を適用する。
4. 過去の遡及期間を10年間とする。算定基準も現在の規定通りとする。

### JBDF 側

1. ダンス及びダンス教習所の本質を理解していない事。即ち、客の相手をして客を楽しませるダンスホールなどと異なり、教えるのが教授所である。
2. 今までダンス教授所のみ著作権料を支払わされてきた不条理。ダンス教授所とジャズダンス、エアロビクス、バレエ、その他のダンスとの違いを明確にして戴きたい(風適法改正によりダンスを教授する営業となった筈)
3. カラオケと異なり、必ずしも新しい曲の必要は無く、教授する為に音楽は必要であるが、P.D.曲で充分である事。
4. 現在、ダンス教室で使用している曲の内、JASRAC が管理している曲は、約 50%にすぎない事実。
5. 管理団体が JASRAC だけであった頃(独占的事業)と異なり、他の管理事業者から新しく同様に請求が有り得る事。(連盟も管理事業者となれる)
6. 過去の経緯から、未払いの教授所の遡及期間は3年間とし、月額 3,000 円以下とする事。3,000 円×3 年間=108,000 円以内。
7. JASRAC の管理曲以外の著作権フリーCD 曲でのみ営業する教授所は当然著作権料を支払う必要は無い。連盟は個人に対し強制は出来ない事。
8. カラオケでさえ、1 室で 1 人で歌おうが、10 人で歌っても同じ料金であるのに何故、ダンス教室は広さ、先生の数、30 分間の料金などで料金が高くなる理由と必然性を説明すること。

JASRAC 側の「3」にある様に、現在、算定基準が4通りある。確かに不条理である。然し、この「音楽著作権に付いて」の第1頁、下から12行目からにある様に、JASRAC が「現在契約してくれている方はそのままにするから、これから後に入ってくる方には値上げする事」を言ってきたものである。

その時の協会の役員を「騙した」様な言動で、「不条理な申出」をしてきたのは、どちらだ! と言いたいと思うのは私だけではないと思う。

姑息な手段として、最初の料金を安くして契約、その後数回に亘り新しい教室の値上げを行い、今回全ての教室を高額な料金にしたものである。

当然、この提案を丸のみにしてしまった「東京教授所協会及び教授所組合の役員・担当者」は大いに反省をして戴きたいものである。

私は、連盟の理事会で議決された通り、資格審議委員会が主体となって行ってきた JASRAC との交渉を継続させ、こちらは急がずに「協議による円満な解決」を模索していたのである。

目指していたのは、払う必要が無かった（我々の側がらみたらば）教授所への著作権料を支払ってきた昭和 46 年当時に戻り、その時の料金、月額 3,000 円に戻して交渉の再スタートとすることが最も良いのではないかと思った。

アンケートの結果も、会員の 90%はその方向であった。

それでも、支払うのが厭な方は、自由主義の日本では強制は出来ない。著作権フリーの CD を使用するのも、単なる「リズムボックス」の様なものを使ったり、ピアノ演奏で営業すること等、誰にも止められない。

然し、前述した様に突然の交代であった。JASRAC にとって、私は最も厭な交渉相手であったと思う。JASRAC は NDLS に代わる事は歓迎であったらう。

警察庁との交渉でも、強力な・巨大な組織を相手にするには、論理的な交渉、即ち、理詰めの談判でないと相手の威しと力の論理に押しつぶされてしまう。

### 3. NDLS の横暴（ダンス界に対する反逆）

NDLS は、我々ダンス界の人間の為に真剣に交渉したのであろうか？

今まで同様、JASRAC の思惑に乗り早期の妥結を目指して、風営法の時の「全ダ連」同様、組織の拡大に向けてその決定を急ぎ、利用したものであろう。

NDLS は、JASRAC との交渉で私の意見も求めず、私が持っている資料さえも見ようとはしなかった。（単に取り急ぎ自分たちと契約を結ぶ事を急いだ）

2012 年の 12 月 29 日から書き始めた「私のブログ」に掲載した様に、TBSA（東京ボールルームダンススクール協会）に会費を納めていない東京都内の認定教室に、一方的に「団体契約解除」のお知らせを届けたのである。

同様な文書は NDLS のメダルテストを辞めた三重県下の教授所にも送られた如く全国各地にも送られた筈であり、連盟との間で約束した「NDLS と JBDF の認定教室との格差を付けない」との同意を公然と破ってきたのである。

即ち、NDLS に入会しないと、団体契約の 28%引き（実際は 20%引き…8%は自分たちの協会に分配）にならない、会員以外は、自分で著作権協会に直に送金することを通達し、連盟の認定教室の取り込みを再度図ったのである。

私は、直ちに TBSA を退会し、全ダ連を通じて JASRAC に納金する道を選んだ。無論、連盟の認定教室はそのままである。

平成17年にNDLSが最終的に全ての教室の料金を取りまとめてJASRACに支払うことは基本合意書に記されてあった。

また、二つ又はそれ以上の団体に加入している教室は、振込先の団体を自ら選んで振り込むこと。

必要経費に関しては、各教室が平等に負担すること。

三者協議も必要に応じて開催すること。などが取り決められていた。

前述した如く、JASRACと交渉してきたのはJBDFであり、途中からTBSA(NDLSの加盟団体)がやらせてくれ、と出てきて、それ以後の交渉と集金を任せただけであった。

然し、NDLSから送られてきた文書には「本来、JASRACとの間で締結された基本合意書並びに団体契約はNDLSとの間で交わされた契約です。」とあり、「TBSA体制見直し、会費負担をしている会員の皆様の意向も考慮し、平成24年度以降、非会員の団体契約を解除することを決定致す事になりました。」との通知であった。

再度触れるが、両者間で、「今後の事務手続きと交渉はTBSAに任せるが、両者間で格差の無い取り決めにする」との約束が交わされているものであった。

事務手続きを任せてから7年間、いよいよ本性を表に現してきたTBSAは、本来の技術検定(メダルテスト)よりも、連盟の認定教室を自らの組織に取り入れる為、このJASRACとの協定を前面に押し出して、その手段として使ってきたのである。

連盟の認定教室の方で、メダルテストに興味の無い(私もそうであった)経営者の方、私同様に全ダ連に相談してみるのも良いかもしれない。

「風適法の改正」では、前高岡会長とは熾烈な争いをしてきた私であったが、現細金会長の常識的な包容力により、きっと皆さま方も迎え入れてくれると信じている。連盟が駄目なら仕方が無い、のでは……!

本来、連盟がやらなければならなかったJASRACとの交渉妥結(現在の条件では満足していない人が多い筈)をNDLSに任せてしまったのが、根本的な間違いであったと今でも私は思う。

会員が頼りにしていた「著作権フリーCD」の製作を、大変だからとの理由で中止してしまった連盟事務局! 著作権フリーCDが増えれば「会員が減って行く」との危機感を抱いたJASRACとNDLS! 何でダンス界はこうも外部の力に弱いのであろうか!

次の章は、私が追い求めた「夢」なのかも知れない。より良いダンス界の!